

# 令和4年度 山形市立西小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに 「いじめを絶対にしない、絶対させない」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校いじめ防止基本方針は、本校の児童生徒の尊厳を保持するため、市・学校・家庭・地域住民その他、関係者連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

市、学校、家庭や地域その他の関係者は、すべての児童生徒が学校の内外を問わず、いじめのない安全で安心した生活をおくることができるよう、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携して取り組むことを**目指します**。

### 〈基本的な考え方〉

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであること。
- (2) いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許されない行為であること。
- (3) 命はかけがえのないものであり、自他の命を大切にしなければならないこと。
- (4) 「いじめは絶対にしない、絶対させない」社会の実現のために、日頃からいじめを発生させない自浄作用のある集団づくりに努めること。

## 3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、いじめを次のように定義しています。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当します。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わないで指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。
- ※2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- ※3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

## 4 いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、子ども理解に基づくきめ細かな指導、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図っていきます。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。また、**自尊感情、自己有用感の育成に努めます**。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

### (2) 児童に培いたい力

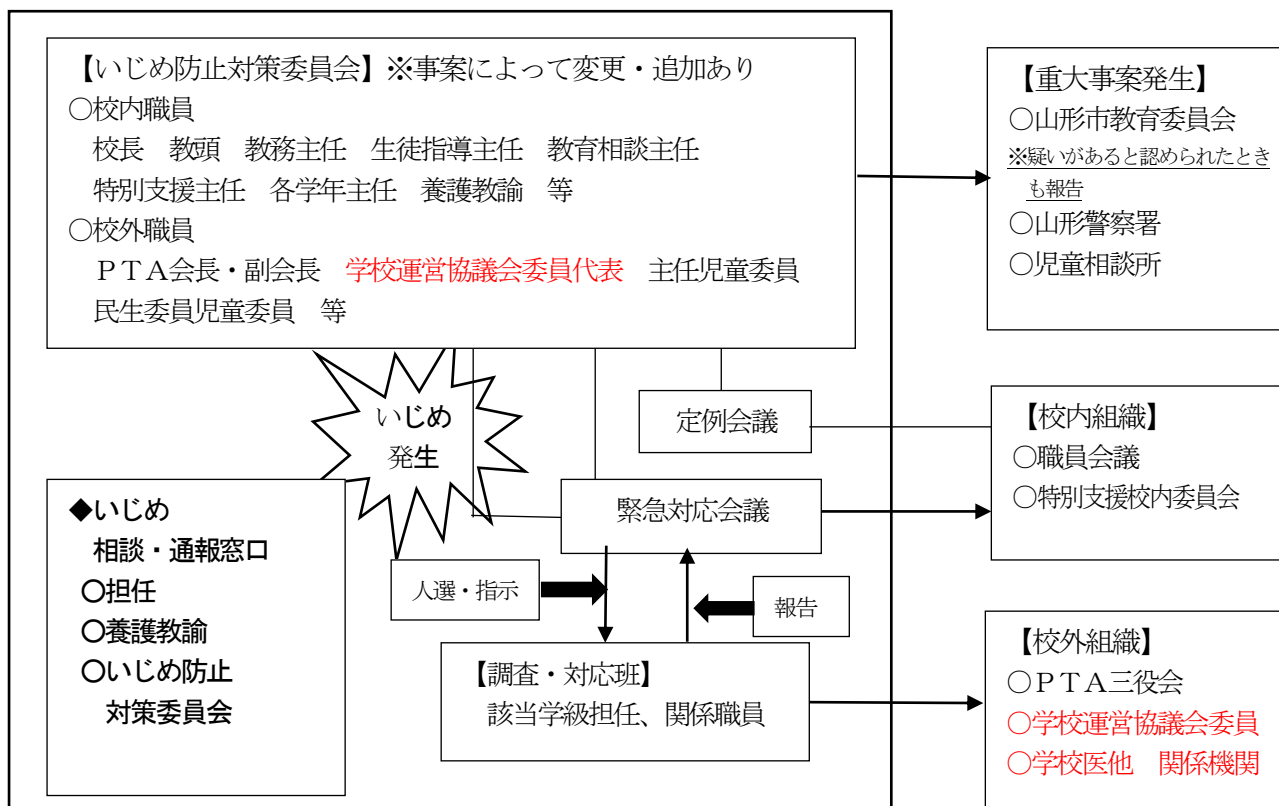
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
- ・ 自他を尊重する態度を育てます。

- ・ 児童が他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ・ ストレスに適切に対処できる力を育てます。

### (3) いじめ防止のための組織（いじめ防止対策推進法：必置）

- ・ 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援主任、各学年主任、養護教諭等
- ・ 校外関係者：PTA会長、PTA副会長、**学校運営協議会委員代表**、主任児童委員、民生委員児童委員等

#### 【西小学校いじめ防止対策委員会】



### (4) 児童会でのよい人間関係作り

- ・ 児童会の目標や各委員会活動の中で、よりよい人間関係づくりや、望ましい生活の仕方について主体的に考え実行します。

### (5) 学校・家庭・地域との連携

- ・ 学年・学級懇談会、家庭訪問、**学校HP**、学年だより等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携協力体制を**構築していきます**。
- ・ 保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植えつける必要があります。PTA組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識変容を図るとともに研修機会を充実させていきます。

## 5 早期発見のための取組

### (1) 児童理解に基づくきめ細やかな教育の推進

- ・ 児童が示す小さな変化やSOSサインを見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に、また、定期的な「子どもを語る会」等で情報交換・共有を行い、いじめを認知するようにします。
- ・ 日常的な会話や観察、各学級で行う定期的な個別面談「おしゃべりタイム」の実施、生活の記録や日記等の手法を取り入れ、児童の気持ちの変化を捉えるようにします。
- ・ 日常的な観察や「Q-Uアンケート」の実施により、学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないかを分析します。また、自他を認め、思いやることのできる学級づくりを目指します。
- ・ 定期的は無記名式アンケート調査「いじめアンケート」を実施し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、即時対応、**組織的対応に生かします**。

## (2) 教育相談体制の充実

- ・ 日常の観察による声かけや定期的な教育相談を実施することにより、個別の状況把握に努めるとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築を進めます。
- ・ 担任、養護教諭、生徒指導部の連携により、教育相談体制を充実させます。

## (3) 学校・家庭・地域の連携の推進

- ・ 学校・家庭・地域のそれぞれに関わるPTAは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体として、きめ細かく児童を見守ることができる立場にあります。また、保護者同士のネットワークを活用して、いじめに関する情報が得られた際には、速やかに学校と連携した、いじめ防止に努めていきます。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。
- ・ 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について話し合う機会を設け、家庭・地域と連携した対策を推進します。

## 6 いじめに対する対応（即時対応・組織的対応）

### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。
- ・ 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。そして、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・ いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### (2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・ 発見、通報を受けた教職員は、躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図ります。その後は、当該委員会が、中心となり、速やかに、被害児童、加害児童、周辺児童等の関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。**対応は複数名で行います。**
- ・ **聞き取りの全てを記録し、聞き取りの整合が図られるまで、事実関係についての確認を進めます。**
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任をもって山形市教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たります。

### (3) いじめを受けた児童への対応及び保護者への支援

- ・ **被害を受けている児童から、複数の教員で事実関係の聞き取り**を行います。その際、いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたは悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるように指導します。
- ・ 児童・保護者の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応します。
- ・ **電話連絡や家庭訪問等により、迅速に保護者へ、確認されたいじめの事実関係を伝えます。**
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を**構築します**。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。
- ・ いじめが「解消している」状態について少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとします。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とします）。</li><li>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認します）。</li></ul> |
|--|

- ・ いじめの解消後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、**被害児童からの聞き取り、確認を励行するとともに**、保護者等と連携を図りながら継続的に支援・指導を行っていきます。（再発防止）

### (4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・ 事実関係の聞き取りは、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。いじめをやめさせ、その再発を防止します。また、**保護者に事実を伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で**、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。
- ・ いじめたとされる児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。当該児童が健全な人間関係を育み、社会性の向上や人格の成長を図れるように指導します。

- ・ 懲戒や出席停止制度の活用については、山形市教育委員会と協議します。

### (5) 周りの集団へのはたらきかけ

- ・ いじめの観客や傍観者にならない指導を行います。全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに取り組みます。
- ・ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
  - ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
  - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
  - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認が非典型である児童生徒
  - ・ 被災児童など

## 7 インターネット上のいじめの特徴や類型

次のような特徴や類型を理解し、未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

### (1) 特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなること。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど、児童生徒が簡単にいじめの当事者になること。
- ・ インターネット上の個人情報や画像等は誹謗・中傷の対象として悪用されやすく、一度流失した個人情報は回収が困難で不特定多数の人からアクセスされる危険性があること。
- ・ 身近な大人が、インターネットに係る児童生徒の実態を把握することが難しいこと。
- ・ いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすものであること。
- ・ 刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること。

### (2) 類型（実際には、分類された要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。）

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 掲示板・ブログ・プロフでの事例 | <input type="checkbox"/> メールでの事例                 |
| <input type="checkbox"/> SNSでの事例         | <input type="checkbox"/> 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットなど |

## 8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、関係機関が連携し対応します。

### (1) 重大事態の発生の把握

学校は、日頃から重大事態の発生に備え、発生した場合は教育委員会と連携して対応します。

学校は、いじめにより次のような疑いがあった場合は、個々のケースについて、その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断します。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合（30日を目安とします。）
- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合  
（この場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、教育委員会は重大事態が発生したもとして調査・報告等に当たります。）

### (2) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設置し、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。（具体的な調査組織の構成員については、山形市教育委員会の指示を仰ぎます。）

### (3) 重大事態の報告・連絡体制と外部機関との連携

重大事態が発生した場合は、学校は山形市教育委員会を通じて山形市長に報告します。（警察等への通報も適切に行います。）

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていきます。

## 9 教育相談体制・生徒指導体制の強化と整備

### (1) 教育相談体制

- ・ 定期的にアンケートを実施し児童の心の声を拾い上げ、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努めます。
- ・ 担任と教育相談担当・養護教諭との連携により、教育相談体制を機能させます。

### (2) 生徒指導体制

- ・ 児童にとって実感の伴う活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導します。

- ・ 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援に当たります。

## 10 職員研修

- ・ いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等について積極的に研修を行います。
- ・ いじめに係る研修を年間計画に位置付けて、研修を深め教職員の共通意識を高めます。

## 11 学校評価

- ・ 学校評価において、学校評価の目的を踏まえて、いじめに関することを取り扱います。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んで参ります。
- ・ 学年、学級懇談会や学年だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図ります。

## 12 学校運営協議会等との連携（家庭や地域との連携）

- ・ 学校運営協議会においても、いじめの状況や実際の対応等について報告し、いじめ解決といじめのない安心できる学校づくりに向けた具体的な手立て等について協議、検討し、家庭と地域とがともに協力し合って取り組めるようにする。

## 13 その他

- ・ 地域行事への積極的参加、縦割り活動による異年齢交流等を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの未然防止に努めます。
- ・ 教職員が児童と向き合い、いじめの未然防止に取り組んでいくことができるように、校務の効率化を図ります。

（平成26年 1月30日 制定）

（平成29年11月15日 改定）

（平成30年 4月13日 改定）

（平成31年 4月15日 改定）

（令和 2年 4月27日 改定）

（令和 3年 5月27日 改定）

（令和 4年 5月18日 改訂）

## いじめ防止に係る年間指導計画

月	指 導 計 画
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度に向けたいじめ防止基本方針の改善点の確認</li> <li>・ 定期の「子どもを語る会」の設定&lt;通年で実施：職員会議や職員終会等で&gt;</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との個別面談による児童理解の促進</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> <li>・ 「Q-Uアンケート」 1回目で把握・点検、情報交換、指導</li> <li>・ 年度の「いじめ防止基本方針」の改訂</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「おしゃべりタイム」 1回目で児童個別の悩み等の面談、情報交換、指導</li> <li>・ 「いじめアンケート」 1回目で集計・分析、面談、情報交換、指導</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> <li>・ 「いじめアンケート」 1回目の結果について学校だよりで発信</li> <li>・ 夏季休業中の生活指導、配慮・指導を要する児童への声かけ</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との個別面談による児童理解の促進</li> <li>・ 「Q-Uアンケート」 2回目で把握・点検、情報交換、指導</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「おしゃべりタイム」 2回目で児童個別の悩み等の面談、情報交換、指導</li> <li>・ 「いじめアンケート」 2回目で集計・分析、面談、情報交換、指導</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめアンケート」 2回目の結果について学校だよりで発信</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> <li>・ 年末年始休業中の生活指導、配慮・指導を要する児童への声かけ</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申し送り配慮児童の確認</li> <li>・ 学年末休業中の生活指導、配慮・指導を要する児童への声かけ</li> <li>・ 「子どもを語る会」で情報の共有と次年度への引継ぎ</li> </ul>